利根沼田家保だより2025

利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課
（利根沼田家畜保健衛生所）
〒378-0031　沼田市薄根町 4412
電話 0278-24-3888

●鳥インフルエンザ対策は９月中に万全にしてください！

野鳥の鳥インフルエンザウイルスの保有率の増加に伴い、高病原性鳥インフルエンザの国内での発生が年々早まり、また長期化しています。

【昨シーズン１例目の発生】　野鳥：９月 30 日回収（北海道　ハヤブサ）
家きん：10 月 16 日（北海道厚真町）

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中に、万全の準備をお願いします。

～2024-2025 シーズンの発生を踏まえた提言より～

参考：「R6 シーズン疫学調査報告書」

≪異常の早期発見・早期通報≫

- 通報の遅れは地域内のウイルス量を増やすことになり、周辺農場へのまん延につながる
- 異常家きんを発見した場合は、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡
- 誘導換羽中は異常が見逃されやすいため、特に注意が必要
- シーズン中は誘導換羽を避けることも対策の一つ

≪野鳥・野生動物の誘因リスク≫

- 堆肥舎の防鳥ネットの不備
- 農場敷地内で不要な資材を整頓せずに放置、草木が手入れされずに繁茂
- 防鳥ネットが設置されているものの、日中は解放されたまま

≪人や物を介したウイルスの侵入リスク≫

- 外部業者を含め、衛生管理区域に入る際の作業着の交換、手指消毒が不十分
- 家きん舎の壁に破損や隙間

≪塵埃を介したウイルス侵入リスク≫

- 羽毛や糞便に由来する塵埃を介してウイルスが侵入した疑い

≪既発農場および周辺地域のリスク≫

・過去に発生を経験した農場およびその地域は、環境要因等により発生リスクが高い
群馬県内にも過去に発生を経験した養鶏場があることから、より徹底した対策が必要です。

★飼養衛生管理に関わる立入調査の協力のお願い

鳥インフルエンザシーズン前に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、９月中に立入り検査を実施する予定です。家畜保健衛生所から連絡をいたしますのでご協力をお願いします。

●野生イノシシの豚熱検査状況と対策の徹底

令和７年度の野生イノシシの豚熱検査頭数と PCR 陽性頭数は下表のとおりです。県内全体の陽性率は 5.2%、利根沼田管内では陽性率が 18.5%と、他の地域より高くなっています。

捕獲地域	検査頭数（頭）	PCR 陽性頭数	陽性率（%）
利根沼田	27 （沼田市 10、片品村 17）	5 （沼田市 0、片品村 5）	18.5
中部	74	7	9.5
西部	92	0	0
吾妻	163	7	4.3
東部	67	5	7.5
合計	423	24	5.7

群馬県での発生事例から、周辺でイノシシを見かけない農場でも、間近でイノシシの痕跡がみつかっており、農場周辺は広く豚熱ウイルスに汚染されていると考えられます。
ワクチンのみでは感染が防げません。豚舎内へのウイルス持ち込み防止対策を徹底しましょう。

≪豚舎へのウイルス持ち込み防止対策　≫

豚舎内部に豚熱ウイルスの持ち込み防止！
・農場外（樹木伐採、除草等の緩衝帯整備）
・農場内（車両消毒、飼料、敷料の屋内保管）

注目！ 敷料の保管場所に豚熱に感染した野生イノシシの死体発見事例あり！！

・豚舎内（前室整備、ネット設置、修繕、
長靴＆衣服交換、手指消毒、
適時適切なワクチン接種）

注目！ 前室の整備については、補助事業を利用できますので、積極的にご活用ください！

●九州での野生イノシシの豚熱感染拡大

九州における野生イノシシの豚熱感染は、去年６月に佐賀県で初めて確認されて以降、長崎県、宮崎県へと拡大。８月には、新たに福岡県でも感染が確認され、九州全土への拡大が危惧されています。車両等人為的なウイルスの伝播の可能性も含め、野生イノシシでの感染のコントロールは困難な状況です。

● 伝染病発生に備えた農場の分割管理について

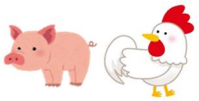

高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際、発生農場の飼養家畜は全て殺処分の対象になります。しかし、あらかじめ衛生管理区域を複数に分割し、分割した区域をそれぞれ別の独立した農場として人・車両・物等による動線を完全に分けることで、**殺処分の範囲を限定できる場合があります。**是非、前向きにご検討ください。農場分割を検討される場合は、家畜保健衛生所にご相談ください。**飼養衛生管理基準を遵守し、伝染病による被害を最小限にとどめましょう。**

●消毒ポイントの設置について

R7 年１月から、赤城南面の養豚場で４例の豚熱の発生があったことから、JA 前橋北部支所に常設の消毒ポイントが設置されました。畜種に関わらず、鶏、牛等の畜産関係車両についても利用可能です。特定家畜伝染病のみならず、一般的な疾病のまん延防止対策としても有効ですので、近隣を通過する際は、積極的な利用をお願い致します。

詳細は別添資料のとおりです。

●ランピースキン病防疫対策要領の変更（R7.7.28 付け）

ランピースキン病が発生した場合の対応が厳格化されました。ランピースキン病を疑う症状（全身の皮膚に結節（コブ、イボ）の発生など）の牛が確認されましたら、家畜保健衛生所までご連絡をお願いします。

≪　発生農場における措置　≫

（１）患畜等の隔離：同居牛も徹底した健康観察を実施し、異常があれば隔離

（２）殺処分

・患畜等が確認された後原則として 14 日間以内に当該患畜等の殺処分を行う。

・患畜等の死体の処理について、家畜防疫員の指示に従い適切に埋却（又は焼却）する。

（３）移動及び出荷の制限

患畜の同居牛等は、**全ての患畜等の殺処分完了日から 28 日目以後**に、家畜防疫員による臨床検査で陰性が確認されるまで、他の農場、家畜市場等への移動（と畜場への出荷のための移動を除く。）が制限されます。

また、発生農場を中心とした半径５㎞以内の農場の牛等は、**ワクチン接種完了後 21 日間**が経過するまでの間、他の農場、家畜市場等への移動が制限されます。

（４）汚染物品の処理、畜舎等の消毒

・**患畜に由来する生乳は出荷できず、廃棄。**敷料、排せつ物等は適切に発酵消毒

・殺虫剤の散布、忌避剤の使用等により媒介昆虫対策も！

●７月 集乳車等による牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果

BVD 対策として、県央クーラーステーションの集乳車や農場のバルク乳による検査を定期的に実施しています。今年度 7 月の検査では**利根沼田管内から BVD ウイルスは検出されませんでした。**今後も本病のまん延防止のため、半年に１回の間隔で検査を継続していく予定です。

●カラス等の野鳥は様々な疾病を農場に持ち込みます。

カラス等の野鳥は、豚熱、鳥インフルエンザ、サルモネラ症やボツリヌス症等の病原体を農場内に持ち込む厄介な存在です。

今年度管内で子牛、成牛がカラスからの直接的な攻撃によって死傷している事例もありますので、カラス等の野鳥の畜舎への侵入、誘因防止対策の徹底をお願いします。

【カラス対策】

① 畜舎への侵入防止

物理的に防ぐことが最も効果的。**防鳥ネット、黄色いテグス**等で侵入防止！

② エサ（配合飼料、ロール等）、死体の適切な保管

- 野鳥の誘引防止のためエサの屋内保管、屋外でもネット等をかける。
- 死体は直ちにブルーシートで覆うか、冷蔵保管庫にいれる。
- 給餌設備、給水設備などへの野鳥の排泄物の混入防止←**定期的な清掃、消毒が重要**

県内でも発生があるカラス等が関与する代表的な疾病

危険 牛：牛サルモネラ症（一部届け出伝染病）：カラスが保菌。

◆近年毎年のように、県内農場で発生が確認されています。

牛ボツリヌス症：カラス等の糞に含まれるボツリヌス菌が致死性の毒素を産生。

◆国内では 600 頭もの牛がボツリヌス毒素により死亡した事例も確認されています。

危険 豚：豚熱（法定伝染病）：死亡イノシシにカラスが接触し、農場内に飛来。

◆カラスの身体に付着している豚熱ウイルス遺伝子が検出されたこともあります。

危険 鶏：鳥インフルエンザ（法定伝染病）：感染カラスには、大量のウイルスが含まれる。

◆堆肥舎等で死亡しているカラスから、高病原性インフルエンザウイルスが検出されました。

●大雨による家畜排せつ物、堆肥の流出に注意しましょう

近年は突然、大量の雨が降ることが多くなりました。台風の季節も近づいてきており、大雨により家畜排せつ物や堆肥が、周辺の土地や道路等に流出する可能性が心配されます。流出事故を未然に防ぐために日頃から家畜排せつ物の適正管理を意識し、今一度確認をお願いします。

- 畜舎や堆肥舎の修繕、周辺の清掃及び雨水が流入しないような排水経路、設備の整備
- 畑に搬出した堆肥は、散布後、速やかに耕耘

●水質汚濁防止法に基づく硝酸性窒素等の暫定排水基準の見直し

水質汚濁防止法の排水基準のうち、畜産農業における硝酸性窒素等の暫定排水基準は３年毎に見直されており、令和７年７月１日から牛房施設を有する事業場は、現行の 300mg/L から**一般排水基準(100mg/L)**に移行されます。

	現行の暫定基準	今後３年間の暫定基準
対象畜種	令和６年６月末まで	令和７年７月１日 ～令和１０年９月３０日
牛	３００mg/L	１００mg/L（一般排水基準）

◎新しい排水基準を必ずご確認ください！

- 排水処理設備の点検や管理を徹底

◎排水の測定・記録・保存の義務化

- 年１回以上、排水の水質について測定・記録し、必ず３年間保存してください。

※測定・記録・保存をしていない場合、**罰則の対象**となりますので、ご注意ください。

●飼料用とうもろこし子実の飼料利用に係る注意

国内において生産が拡大しつつある飼料用とうもろこし子実において、「かび」の発生リスクが高いことから、「かび毒」に汚染されている場合があります。

中でも、アフラトキシン B1 は、乳中へ排出されるため、食品衛生法の基準値を上回るアフラトキシンが乳から検出される可能性があり、生乳出荷ができなくなってしまいます。

飼料利用する際は、別添パンフレットの「**搾乳牛等の飼養農家の皆さまへ**」をご確認ください。

●EU 等向けに輸出する牛肉由来の牛に対する使用禁止薬剤について

EU における規則の変更にともない、「ホスホマイシン」（抗菌剤）の成分を含む製剤が使用禁止となっていますが、加えて「エストラジオール」（性ホルモン剤）の成分を含む製剤についても、一生涯使用することができなくなりました。これに伴い、下記のとおり書類の提出・作成・保管を求められますので、経営内容（繁殖、酪農、肥育）毎に別紙パンフレットをご参考の上、出荷時に必要な書類の準備をお願いします。

〇家畜市場への上場及び EU 等向け出荷認定施設への出荷時

「**ＥＵ等使用禁止薬剤不使用申告書**」（様式１、２）

〇認定施設へ出荷する最終出荷農家

「**EU 等使用禁止薬剤不使用合意書**」（様式３）

※農場担当獣医師・診療所と連名で作成・保管

●BSE に係る肥料規制の見直しに伴う肥料施用状況調査

牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料について、牛用飼料等への流用・誤用の可能性が極めて低い状況のため、パンフレット（別紙１）のとおり規制が見直されました。これを踏まえ、農林水産省から「牧草地等への肥料の施用に関する調査のお願い」（別紙２）がありましたので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、調査用紙を記入のうえ家畜保健所へお送りいただくか、記載されている QR コードから直接ご回答いただきますようお願いいたします。

●畜産共進会のお知らせ

〇第２１回利根沼田地区繁殖和牛共進会（出品者農場における巡回審査）

（１）開催日：令和７年９月２４日（水）

（２）申込方法

出品申込書を各市町村へ提出してください。

〇第２９回群馬県畜産共進会

繁殖和牛の部：令和７年１１月１０日（月）　群馬県畜産試験場

乳牛の部　　：令和７年１１月１７日（月）　群馬県畜産試験場

●第 16 回全日本ホルスタイン共進会開催のお知らせ

開催日　：令和７年１０月２５日（土）、２６日（日）
開催場所：北海道勇払郡安平町ホルスタイン共進会会場
※群馬県予選会は、令和７年９月２６日（金）に群馬県畜産試験場で開催されます。

●第２９回群馬県畜産共進会（山羊の部）の成績について

８月２９日、渋川家畜市場で第２９回群馬県畜産共進会（山羊の部）が開催されました。利根沼田地域を代表して １ 戸６頭を出品していただきました。佐藤清司氏出品の「ちょうじゃくぼ 7-1」が第１部（未経産）において金賞第２席に選ばれました。

●家畜伝染病予防法施行令の一部改正について

家畜伝染病予防法施行令の一部改正により、エミューが家畜伝染病予防法の対象家畜となります。これにより、エミューも衛生管理区域における消毒設備の設置や、飼養衛生管理基準の遵守、殺処分等の規定の対象となります。エミューを飼育している、または飼育予定の方は家畜保健衛生所にご連絡をお願いします。
施行：令和７年 10 月上旬予定

●検査手数料等の支払方法が変わります

令和９年９月末で群馬県証紙の販売が終了し、令和 10 年３月末で使用ができなくなります。
県証紙の販売・利用が順次終了することに伴い、検査料等の支払方法が変わりますが、家畜保健衛生所の検査料等については、現在検討中です。支払方法が決定いたしましたらお知らせします。

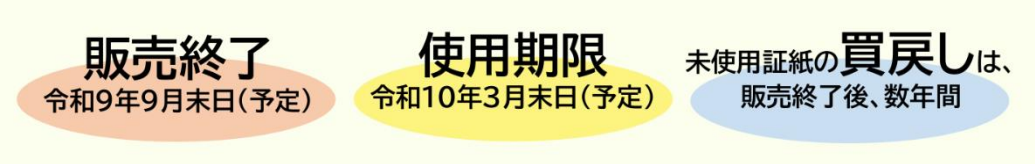

●別添文書をご確認ください

- 搾乳牛等の飼養農家の皆さまへ　とうもろこし子実の飼料利用に係る注意（牛飼養者）
- EU 等向けに輸出する牛肉由来の牛に対する使用禁止薬剤について（牛飼養者）
- BSE に係る肥料規制の見直しに伴う肥料施用状況調査（牛飼養者）
- 消毒ポイントの設置について（畜種共通）
- 鳥インフルエンザのシーズンに向けた対策について（鶏飼養者）
- 第９期（令和７年度）家畜防疫互助基金支援事業のご案内（鶏飼養者）

◆既に廃業された方に本たよりが届きましたら、お手数ですが当所までご一報下さい◆

利根沼田家畜保健衛生所
〒３７８－００３１　沼田市薄根町４４１２
TEL　０２７８－２４－３８８８　　FAX　０２７８－２４－３８８９
（夜間・休日の電話は転送されます。）